

(11) 寒冷地手当

11月～3月までの各月の初日（基準日）に、人事委員会規則で定める寒冷積雪の度合の厳しい地域に在勤する職員に対して、冬季又はその準備期間において、燃料の購入後、除雪費等の一時的に増大する生計費を補てんすることを目的としたものである。平成26年度の改正により、支給地域が廃止されるとともに、公署指定が見直しされ、令和7年度から居住地に関する支給要件が廃止された。

給与条例 第21条

ア 支給条件

次に示す指定公署に勤務する職員に支給される。

指定公署（抜粋）

金沢市 犀川ダム管理事務所、湯涌小、芝原中
加賀市 水産総合センター内水面水産センター
白山市 河内小、鳥越小、鳥越中、白嶺小、白嶺中、白峰小、
白山ろく少年自然の家、農林総合研究センター林業試験場、
農林総合研究センター石川ウッドセンター、
白山自然保護センター、白山自然保護センター中宮展示館、
大日川ダム管理事務所、白山ろく民俗資料館、
白山林道石川管理事務所

給与規則
第71条の3

イ 支給日

11月～3月の給料日

給与条例 第21条

ウ 支給額

世帯主	扶養親族あり	19,800 円
	扶養親族なし	11,400 円
その他の職員		8,200 円

給与条例
第21条_2

※ 世帯主である職員とは

主としてその収入によって世帯の生計を支えている職員で次の者をいう。

- ・ 扶養手当の対象となる扶養親族を有する者
- ・ 扶養親族を有しないが、居住のため一戸を構えている者又は下宿・寮等の一部屋を専用している者

給与規則
第71条の4

※ 寒冷地手当上扶養親族に認められない場合

- ・ 単身赴任手当を支給される職員の扶養親族が居住する住居と寒冷地手当法に掲げる地域の市役所又は町村役場との間の距離が 60 km 以上である場合
- ・ 扶養親族と同居していない者の住居と寒冷地手当法に掲げる地域の市役所又は町村役場との間の距離が最短距離が 60 km 以上である場合

給与規則
第71条の5

(ア) 月の途中で変更があった場合

基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、支給対象職員となった場合や休職等で支給割合が変更になった場合は、該当月の現日数から週休日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割計算して得た額が支給される。

給与規則 第73条

(イ) 休職中の場合の支給率	給与条例 第21条_3
a 支給対象	
(a) 公務・通勤上の負傷・疾病による休職	100/100
(b) 結核性疾患による休職中（2年未満）	80/100
(c) 心身の故障による休職中（1年未満）	80/100
(d) 公務・通勤外の負傷・疾病による休職	50/100
b 支給対象外	給与規則 第72条
(a) 無給給与休職者	
(b) 刑事休職者	
(c) 停職者	
(d) 専従休職者	
(e) 大学院修学休業者	
(f) 自己啓発等休業者	
(g) 配偶者同行休業者	
(h) 外国機関派遣職員	
(i) 公益法人等派遣職員のうち、給与の支給を受けていない者	
(j) 育児休業職員	
(k) 本邦外にある職員（世帯主である職員でその扶養親族が本邦に居住する場合は支給の対象となる。）	
(12) 義務教育等教員特別手当	給与条例 第22条 教特手当規則 第2条
義務教育に従事する教育職員の特殊性に基づいて級・号給ごとに定額をもって支給される。	
ア 支給対象職員	給与条例 第22条_4
教育職員（小中学校においては校長・副校長・教頭・主幹教諭・指導教諭・教諭・養護教諭・栄養教諭・講師・助教諭・養護助教諭）	
イ 支給額と支給方法	給与規則 第4,5条 教特手当規則 第4条_2
給料の号給に応じた定額が給料の支給方法に準じて支給される。	
学級（特別支援学級を除く）担任には、月額3,000円を加算した額が支給される。	
給与と諸手当編巻末 給料・諸手当等一覧表参照	
ウ 学級担任加算についての取扱事項	
(ア) 当該職員を定めた時又は変更した場合は、「義務教育等教員特別手当学級担任加算認定簿」に記載する。※記載例参照	
(イ) 学級担任加算の対象となる学級は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に規定された基準に基づき編制された学級ではなく、学校において実際に編制された学級をいう。	
(ウ) いわゆる副担任は対象とならない。	
(エ) 学級担任が一の学級につき2人以上ある場合、定める額をその学級担任を分掌する職員の数で除して得た額とし、その額に1円未満の端数がある	

ときは、その端数を切り捨てた額とする。

(例) 1つの学級を担当する職員が2人の場合の1人あたりの加算額
 $3,000 \text{ 円} \div 2 \text{ 人} = 1,500 \text{ 円/人} \Rightarrow \text{月額 } 1,500 \text{ 円}$

- (ウ) 月の途中で新たに学級担任を分掌することになった場合や学級担任を担当しなくなった場合は、給料の支給方法に準じて日割計算（1円未満の端数切捨て）された額が加算される。
- (カ) 学級担任の人数が月の途中で変更となる場合は、教育事務所に報告しなければならない。
- (キ) 条例附則第30条の適用を受ける職員（前年度末時点までに60歳に達した職員）が学級担任を分掌した場合も、月額3,000円とする（100分の70を乗じて得た額とはしない）。
- (ク) 週休日及び休日を除き連続して5日以上学級担任として勤務しない日（年休、出張、研修、短期の病休等）がある場合、学校長は一時的に他の職員に学級担任業務に従事させるものとし、各々の勤務日数（日割計算）に応じて加算する。

(記載例) 義務教育等教員特別手当学級担任加算認定簿

義務教育等教員特別手当学級担任加算認定簿（令和7年度）（記載例）									
					学校名：石川県立〇〇高等学校				
(例1) 長期の休暇等により、学級担任が交代する場合									
担当学級名		1年1組							
学級担任氏名	職員番号	担任期間		確認欄					備考
		始期	終期	学校長	教頭	事務長	給与担当	本人	
石川 花子	111111	R8. 1. 1（木）		印	印	印	印	印	
石川 花子	〃		R8. 1. 27（火）	印	印	印	印	印	産前休暇 R8. 1. 28～
福井 一郎	222222	R8. 1. 28（木）		印	印	印	印	印	

(例2) 短期の休暇等により、学級担任が一時的に交代するものの、同一年度内に前任者が復帰する場合									
担当学級名		1年2組							
学級担任氏名	職員番号	担任期間		確認欄					備考
		始期	終期	学校長	教頭	事務長	給与担当	本人	
富山 太郎	333333	R8. 1. 1（木）		印	印	印	印	印	
富山 太郎	〃		R8. 1. 27（火）	印	印	印	印	印	インフル（病休） R8. 1. 28～R8. 2. 3
石川 桜子	444444	R8. 1. 28（木）	R8. 2. 3（火）	印	印	印	印	印	
富山 太郎	333333	R8. 2. 4（水）		印	印	印	印	印	

(13) へき地手当

交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島その他の地域に所在する市町立の小学校及び中学校並びにこれらに準ずる学校並びに共同調理場に勤務する教員及び職員に支給される。

へき地手当の支給割合及び算出方法

給与条例
第11条の4

(給料の月額 + 扶養手当) × 支給割合

へき地手当の支給割合

準へき地	4 / 100	3 級	16 / 100
1 級	8 / 100	4 級	20 / 100
2 級	12 / 100	5 級	25 / 100

給与規則
第57条の11

へき地等学校表

学 校	所在地	級別等区分
大谷小中学校	珠 洲 市	1 級
門前学園	輪 島 市	1 級
東陽小中学校	輪 島 市	2 級
白嶺小学校	白 山 市	2 級
白嶺中学校	白 山 市	2 級
白峰小学校	白 山 市	3 級

給与規則
第57条の10

(14) へき地手当に準ずる手当

教職員が在勤地を異にして異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合又は教職員の勤務する学校若しくは共同調理場が移転し、当該移転に伴って教職員が住居を移転した場合において、当該異動の直後に勤務する学校等又はその移転した学校が、へき地学校又はこれらに準ずる学校（特別地）に該当するときに支給される。なお、採用に伴う移転は異動には含まない。

給与条例
第11条の5

ア へき地手当に準ずる手当の支給率及び算出方法

(給料の月額 + 扶養手当) × 支給割合

イ へき地手当に準ずる手当の支給割合

1 ～ 5 年目 4 / 100 6 年目 2 / 100

給与規則
第57条の13

(15) 特地勤務手当

離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署（市町立の小学校、中学校を除く。）として人事委員会規則で定めるもの（以下「特地公署」）に勤務する職員に支給される。

給与条例
第11条の2

ア 特地勤務手当の算出方法及び支給割合

(給料の月額 + 扶養手当) × 支給割合

特地勤務手当の支給割合

1 級	4 / 100	4 級	16 / 100
2 級	8 / 100	5 級	20 / 100
3 級	12 / 100	6 級	25 / 100

給与規則
第57条の6

イ 特地等公署（抜粋）

白山自然保護センター市ノ瀬ビジターセンター（白山市） 1 級地

白山ろく民俗資料館（白山市） 1 級地

給与規則
第57条の5

ウ 特地勤務手当に準ずる手当

職員が採用され、又は公署を異動し当該異動に伴って住居を移転した場合、異動直後の公署が特地公署又はこれに準ずる公署に該当するときは、異動から3年以内の期間、特地勤務手当に準ずる手当が支給される。

給与規則
第57条の8

エ 算出方法及び支給割合

(給料の月額 + 扶養手当) × 支給割合 5/100 (1・2級地)

(16) 時間外勤務手当

正規の勤務時間を超えて勤務すること（以下「時間外勤務」という）を命ぜられた職員に支給される。

給与条例 第13条

ア 支給対象職員

管理職手当支給職及び教育職にある職員以外の者

給特法 第3条

イ 支給額

$$\boxed{\begin{array}{l} \text{(ア) 勤務1時間} \\ \text{あたりの給与額} \end{array}} \times \boxed{\begin{array}{l} \text{(イ) 支給割合} \end{array}} \times \boxed{\begin{array}{l} \text{(ウ) その月の支給} \\ \text{割合別合計時間数} \end{array}}$$

給与条例 第16条

(ア) 勤務1時間あたりの給与額の算出方法

給与規則
第60条の2

$$\frac{(\text{給料の月額} + \text{月額で支払われる手当}) \times 12 \text{ 月}}{\left(\boxed{\begin{array}{l} 38 \text{ 時間 } 45 \text{ 分} \\ \text{(1週間あたりの勤務時間)} \end{array}} \times 52 \text{ 週} - \left(\boxed{\begin{array}{l} \text{祝日法による休日} \\ \text{及び年末年始の休日の日数} \end{array}} - \boxed{\begin{array}{l} \text{土曜日にあたる祝日法による休日} \\ \text{及び日曜日又は土曜日にあたる年末年始の休日の日数} \end{array}} \right) \times \boxed{\begin{array}{l} 7 \text{ 時間 } 45 \text{ 分} \\ \text{(1日あたりの勤務時間)} \end{array}}$$

※ 毎年4月1日から翌年3月31日までの間の日数

※ 月額で支払われる手当：初任給調整手当，地域手当等